

公益社団法人日本装蹄協会認定規程

制定 平成24年11月 1日

第1章 総 則

第1条 公益社団法人日本装蹄協会（以下「本会」という。）は、この規程により、認定装蹄師及び認定牛削蹄師の資格の認定を行う。

（名称）

第2条 本会の認定を受けた認定装蹄師及び認定牛削蹄師は、本会の認定装蹄師並びに本会の認定牛削蹄師と称する。

（業務の区分）

第3条 認定装蹄師の業務は馬の削装蹄とし、認定牛削蹄師の業務は牛の削蹄とする。

第2章 認 定

（認定資格）

第4条 認定装蹄師及び認定牛削蹄師の認定は、次の各号の一に該当する者について行う。

- (1) 第3章に規定する認定講習会において、別表第1又は別表第3に定める教科課程を修了し、認定試験に合格した者
- (2) 第3章に規定する資格者昇級研修会において、別表第4、別表第5、別表第6又は別表第7に定める教科課程を修了し、資格者昇級試験に合格した者
- (3) 本会が、認定牛削蹄師の養成のために必要な教育課程を実施すると認めて、特に指定した短期大学又は大学において、別表第2に定める教科課程を修めた者
- (4) 旧装蹄師法に基づいて装蹄師の免許を取得した者又は装蹄師試験に合格した者若しくは旧認定規程により認定牛削蹄師の認定を受けた者
- (5) 外国で装蹄師又は牛削蹄師の資格を得ている者であつて、装蹄師にあつては第1号に掲げる認定試験の合格者、牛削蹄師にあつては第1号に掲げる認定試験の合格者又は第3号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認められた者

（認定区分）

第5条 認定装蹄師及び認定牛削蹄師の認定区分は、それぞれ次の表のとおりとする。

- (1) 認定装蹄師の認定区分

級	認定条件
2級	次に掲げる条件のいずれかに該当する者 (1) 2級認定装蹄師養成のための認定講習会を受講して、認定試験に合格した者 (2) 第4条第5号に該当する者
1級	次に掲げる条件のいずれかに該当する者 (1) 次に掲げる条件をすべて満たしている者 イ 1級認定装蹄師養成のための資格者昇級研修会を受講し、その資格者昇級試験に合格した者 ロ 2級認定装蹄師の認定を受けてから5年以上の実務経験を有する者又はこれと同等以上の技術を有すると認められる者 (2) 旧装蹄師法に基づいて装蹄師の免許を取得した者又は装蹄師試験に合格した者
指導級	次に掲げる条件をすべて満たしている者 (1) 指導級認定装蹄師養成のための資格者昇級研修会を受講し、その資格者昇級試験に合格した者 (2) 1級認定装蹄師の認定を受けてから10年以上の実務経験を有する者又はこれと同等以上の技術を有すると認められる者

(2) 認定牛削蹄師の認定区分

級	認定条件
2級	次に掲げる条件のいずれかに該当する者 (1) 2級認定牛削蹄師養成のための認定講習会を受講して、認定試験に合格した者 (2) 第4条第3号又は第5号に該当する者
1級	次に掲げる条件のいずれかに該当する者 (1) 次に掲げる条件をすべて満たしている者 イ 1級認定牛削蹄師養成のための資格者昇級研修会を受講し、その資格者昇級試験に合格した者

級	認定条件
1級	ロ 2級認定牛削蹄師の認定を受けてから5年以上の実務経験を有する者又はこれと同等以上の技術を有すると認められる者 (2) 認定牛削蹄師の旧認定規程による認定を受けた者
指導級	次に掲げる条件をすべて満たしている者 (1) 指導級認定牛削蹄師養成のための資格者昇級研修会を受講し、その資格者昇級試験に合格した者 (2) 1級認定牛削蹄師の認定を受けてから10年以上の実務経験を有する者又はこれと同等以上の技術を有すると認められる者

(認定の申請)

第6条 新規に認定を受けようとする者は、認定装蹄師・認定牛削蹄師の認定申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類及び認定申請料を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 認定試験合格証又は旧装蹄師法に基づく装蹄師試験合格証書の写し、若しくは別表第2に定める教科課目に係る単位取得証明書 1通
- (2) 写真(最近6ヶ月以内に撮影の脱帽、上半身のもの) 1枚

2 上級の認定の認定を受けようとする者は、認定装蹄師・認定牛削蹄師の認定申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類及び認定申請料を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 資格者昇級試験合格証 1通
- (2) 認定証の写し 1通
- (3) 写真(最近6ヶ月以内に撮影の脱帽、上半身のもの) 1枚

(認定登録)

第7条 会長は、前条の申請があった場合には、認定の当否について認定資格審査会に諮問しなければならない。

2 会長は、前項の諮問が適当と認められたときは、それぞれの認定区分に従って資格を与え、認定証(様式第2号)を交付し、認定装蹄師名簿又は認定牛削蹄師名簿に登録する。

(認定の効力)

第8条 前条の認定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その効力を失う。

2 前項の認定を更新しようとする者は、有効期間満了の30日前までに、認定期間更新申請書(様式第3号)に、次に掲げる書類及び更新手数料を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 認定証の写し 1通
- (2) 写真(最近6ヶ月以内に撮影の脱帽、上半身のもの) 1枚

3 会長は、認定の更新をしたときは、新たに認定証を交付する。

(認定証等の再交付)

第9条 認定試験合格証又は認定証を亡失し、又は破損したため、その再交付を受けようとするときは、再交付申請書(様式第4号)に、再交付手数料並びに亡失の場合にあっては、その理由を記した書類を、破損の場合にあっては、その認定試験合格証又は認定証を添えて、会長に提出しなければならない。

2 認定試験合格証又は認定証の再交付を受けた者が、亡失した認定試験合格証又は認定証を発見したときは、直ちにこれを会長に返納しなければならない。

(住所・氏名の変更)

第10条 認定装蹄師又は認定牛削蹄師の認定を受けている者が、住所又は氏名を変更したときは、住所・氏名変更申請書(様式第5号)に変更事項を記載し、会長に提出しなければならない。

- 2 この場合氏名に変更のある者については、前項の申請書に認定証の写し1通及び書換手数料を添えて、会長に提出しなければならない。

(認定の取り消し等)

- 第11条 会長は、認定装蹄師又は認定牛削蹄師の認定を受けている者が、認定装蹄師若しくは認定牛削蹄師としてふさわしくない行為をしたとき、その他特別の理由があるときは、その認定を取り消し、又は期間を定めて、その認定を停止することができる。
- 2 会長は、前項の規定により認定装蹄師又は認定牛削蹄師の認定を取り消し、又はその認定を停止するときは、あらかじめ認定資格審査会の意見を聴かなければならない。

(認定証の返納等)

- 第12条 前条の規定により認定装蹄師又は認定牛削蹄師の認定を取り消された者は、その通知を受けた日から10日以内に認定証を会長に返納しなければならない。
- 2 前条の規定により認定装蹄師又は認定牛削蹄師の認定を停止された者は、その通知を受けた日から10日以内に認定証を会長に提出しなければならない。この場合において、認定の停止期間満了の後直ちに認定証を当該認定装蹄師又は認定牛削蹄師に返還する。
 - 3 認定装蹄師又は認定牛削蹄師が業務を廃止し又は死亡したときは、本人又は遺族は速やかに会長にその旨を届け出るとともに、認定証を返納しなければならない。

第3章 認定講習会及び資格者昇級研修会

(認定講習会等の開催)

- 第13条 本会は、2級認定装蹄師及び2級認定牛削蹄師の養成のための認定講習会（以下「講習会」という。）を開催し、必要と認める学術の普及に努めるものとする。
- 2 本会は、上級の認定装蹄師及び認定牛削蹄師の養成のため資格者昇級研修会（以下「研修会」という。）を開催し、必要と認める学術の普及と技能の向上に努めるものとする。

(講習会等の区分と期間)

- 第13条の2 2級認定装蹄師養成のための講習会は、修業年限を1年とする。
- 2 2級認定牛削蹄師養成のための講習会は、2日間以上の期間で行う。
 - 3 上級の認定装蹄師及び認定牛削蹄師養成のための研修会は、2日間以上の期間で行う。

(受講資格)

- 第13条の3 2級認定装蹄師養成のための講習会の受講資格は、18歳以上の者であって、当該講習会の開催前に実施する入講選考試験に合格した者とする。
- 2 2級認定牛削蹄師養成のための講習会の受講者の受講資格は、18歳以上の者とする。
 - 3 1級認定装蹄師又は1級認定牛削蹄師養成のための研修会の受講資格は、2級認定装蹄師又は2級認定牛削蹄師であって、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 2級認定装蹄師又は2級認定牛削蹄師養成の認定を受けてから、4年以上の実務経験を有する者
 - (2) 特に技術優秀と認められる者
- 4 指導級認定装蹄師又は指導級認定牛削蹄師のための研修会の受講資格は、1級認定装蹄師又は1級認定牛削蹄師であって、次に掲げる条件をすべて満たしている者若しくは1級認定装蹄師又は1級認定牛削蹄師であって、次の第2号、第3号及び第4号に掲げる条件をすべて満たし、かつ、会長が装蹄業界又は牛削蹄業界の指導のため特に必要と認める者とする。ただし、第4号の推薦は、その事実を証する証明を資格者昇級研修会受講申込書（様式第7号の3）に受けて、会長に提出しなければならない。
- (1) 認定装蹄師又は認定牛削蹄師の業務に常時従事している者
 - (2) 1級認定装蹄師又は1級認定牛削蹄師の認定を受けてから9年以上の実務経験を有する者、若しくはこれと同等以上の技術を有すると認められる者
 - (3) 装蹄業界又は牛削蹄業界の指導者として適格であると認められる者
 - (4) 会長又は公益社団法人日本装削蹄協会定款第5条第1号に定める正会員のうち、認定装蹄師又は認定牛削蹄師で構成する団体（以下「地方会」という。）の会長若しくはこれに準ずる者に推薦された者

（入講選考試験）

第13条の4 入講選考試験の実施について必要な事項は別に定める。

（受講の手續）

- 第13条の5 講習会又は研修会を受けようとする者は、講習会又は研修会の開催日の30日前までに受講申込書（様式第6号の1、様式第6号の2及び様式第6号の3）に受講料を添えて、会長に提出しなければならない。ただし、特に事情がある場合は、申し込み期日を遅らすことがある。
- 2 前項の規定にかかわらず、2級認定装蹄師養成のための講習会を受けようとする場合にあっては、当該講習会の入講選考試験に合格した者は、会長の指定する期日までに受講申込書（様式第6号の1）に会長が必要と認めて指定する書類及び受講料を添えて、会長に提出しなければならない。
 - 3 獣医師が2級認定牛削蹄師養成のための講習会を受講しようとするときは、第1項に定める受講申込書に獣医師免許証の写しを添付しなければならない。

（講習課目及び研修課目）

- 第14条 講習会において課する科目及び時間は、少なくとも別表第1又は別表第3に定めるところによる。
- 2 研修会において課する科目及び時間は、少なくとも別表第4、別表第5、別表第6又は別表第7に定めるところによる。
 - 3 講習会及び研修会は、学科と実技を区分しないで行う。

(講習課目の特例)

第14条の2 2級認定牛削蹄師養成のための講習会を受講する獣医師の資格を有する者にあつては、前条の規定に係わらず、別表第3に掲げる教科課目のうち、学科の受講を免除する。

(修了証の交付)

第14条の3 講習会又は研修会の教科課程を修了した者には、修了証(様式第6号の4)を交付する。ただし、受講した当該講習会又は研修会の都度実施される認定試験又は資格者昇級試験に合格した者には、第19条の合格証の交付をもって、これに代えることができる。

(講習会等開催の公告)

第15条 会長は、講習会及び研修会の開催について、日時、場所その他を本会の会報等により公告し、又は告知しなければならない。

2 地方会は、講習会又は研修会の開催について周知するよう努めなければならない。

第4章 認定試験及び資格者昇級試験

(認定試験等)

第16条 認定試験及び資格者昇級試験は、各講習会又は研修会の都度、実施した講習課目又は研修科目について行う。この場合において、学科と実技に分けて別個に受験することはできない。

2 受講時間が別表に掲げる必修時間に達しない者は、認定試験又は資格者昇級試験を受けることができない。

3 指導級認定装蹄師及び指導級認定牛削蹄師の資格者昇級試験は、受講した研修会の都度実施する資格者昇級試験でなければ、これを受験することはできない。

4 その他認定試験及び資格者昇級試験の実施について必要な事項は別に定める。

(認定試験等実施の公告)

第16条の2 認定試験及び資格者昇級試験の実施についての公告は、第15条の2の規定を準用する。

ただし、2級認定装蹄師の認定試験にあつては、会長が別に定める方法による。

(2級認定試験の特例)

第17条 2級認定牛削蹄師認定試験を受験する獣医師の資格を有する者にあつては、第16条の規定に係わらず学科試験の受験を免除する。

(合格証の交付)

第18条 認定試験及び資格者昇級試験に合格した者には、合格証(様式第7号の1及び様式第7号の2)を交付する。

第5章 雑則

(手数料等)

第19条 認定申請料、更新手数料、再交付手数料、書換手数料、受講料及び受験料の額は別に定める。

(名簿)

第20条 本会に、認定装蹄師名簿及び認定牛削蹄師名簿を備え、必要事項を記入し広く一般の閲覧に供する。

2 認定、認定の失効、認定の更新、認定区分の異動、認定の取り消し等については、本会の会報に掲載する。

(経由)

第21条 この規程の定めるところにより本会に提出する書類は、提出者の属する地方会を経由するものとする。ただし、地方会に入会していないときは、この限りではない。

附則

- 1 この規程は、別表第3を除き、平成24年11月12日から施行する。ただし平成24年11月1日から適用する。
- 2 別表第3については、平成25年4月1日から施行することとし、平成24年11月1日から平成25年3月31日までの間は、社団法人日本装蹄師会認定規程（以下「旧規程」という。）の別表第3を適用する。
- 3 旧規程は、この規程の適用をもって廃止する。ただし廃止前において旧規程に基づいて行われた行為については、この規程により行われたものとみなす。

別表第1（第4条、第14条、第16条関係）

2級認定装蹄師養成のための認定講習会における教科科目

教科科目		規定時間	必修時間
学科	馬及び装蹄に関する一般科目	65時間	50時間
	馬の肢蹄及び運動に関する専門科目	125時間	100時間
	装蹄技術に関する専門科目	180時間	145時間
	計	370時間	295時間
実技	造鉄実技	325時間	260時間
	装蹄実技	515時間	410時間
	飼養管理実習	100時間	80時間
	計	940時間	750時間
合計		1,310時間	1,045時間

- 備考 1 科目の細目は、会長が認定資格審査会に諮問して定める。
 2 講習会の途中において規定時間を満了した細目について認定試験を行うときは、当該細目の必修時間をもって該当する科目の必修時間とする。

別表第2（第4条関係）

2級認定牛削蹄師養成のための指定校における教科科目

教科科目		規定時間	必修時間
学科	牛に関する一般科目	9時間	——
	牛の肢蹄に関する専門科目	12時間	——
	牛削蹄技術に関する専門科目	15時間	——
	計	36時間	30時間
実技	削蹄実技	39時間	30時間
合計		75時間	60時間

- 備考 科目の細目は、会長が認定資格審査会に諮問して定める。

別表第3（第4条、第14条、第16条関係）

2級認定牛削蹄師養成のための認定講習会における教科科目

教科科目		規定（必修）時間
学科	削蹄基礎知識	3時間
実技	基本削蹄	9時間
合計		12時間

別報第4（第4条、第14条、第16条関係）

1級認定装蹄師養成のための資格者昇級研修会における教科課目

教科課目		規定（必修）時間
学科	馬及び装蹄に関する一般教養	1時間
	馬の肢蹄及び運動に関する専門科目	5時間
	装蹄技術に関する専門科目	6時間
実技	造鉄実技	4時間
	装蹄実技	2時間
合計		18時間

別表第5（第4条、第14条、第16条関係）

1級認定牛削蹄師養成のための資格者昇級研修会における教科課目

教科課目		規定（必修）時間
学科	牛及び牛削蹄に関する一般教養	2時間
	牛の肢蹄に関する専門科目	2時間
	牛削蹄技術に関する専門科目	3時間
実技	削蹄実技	7時間
合計		14時間

別表第6（第4条、第14条、第16条関係）

指導級認定装蹄師養成のための資格者昇級研修会における教科課目

教科課目		規定（必修）時間
学科	馬及び装蹄に関する一般教養	4時間
	馬の肢蹄及び運動に関する専門科目	2時間
	装蹄技術に関する専門科目	3時間
実技	造鉄実技	3時間
合計		12時間

別表第7（第4条、第14条、第16条関係）

指導級認定牛削蹄師養成のための資格者昇級研修会における教科課目

教科課目		規定（必修）時間
学科	牛及び牛削蹄に関する一般教養	3時間
	牛の肢蹄に関する専門科目	4時間
	牛削蹄技術に関する専門科目	3時間
実技	削蹄実技	3時間
合計		13時間

